

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 2 0 日	
(あて先) 前橋市長 小川 晶 様	
提出者	
住 所 群馬県前橋市石倉町二丁目 4 番地	
氏 名 三 原 工 業 株 式 会 社	
代表取締役 中 島 光 雄	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 027-251-5195	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	三原工業株式会社
事 業 場 の 所 在 地	群馬県前橋市石倉町二丁目 4 番地 (前橋市内各現場)
計 画 期 間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事 業 の 種 類	建設業 (D06総合工事業)
② 事 業 の 規 模	金 1,300,000,000円 (令和 5 年度元請完成工事高)
③ 従 業 員 数	4 1 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	建設現場から発生した、金属くずは、再生事業者売却し、加工後再売却される。 がれき類は、中間処理業者に処理を委託し、再生後売却される。 廃プラスチック類は、中間処理業者に処理を委託し、再生可能なプラスチックは選別加工後売却され、再生不可能なプラスチックは安定型最終処分場で埋立処理される。 木くずは、中間処理業者に処理を委託し、破砕後チップとしてリサイクルされる。 ガラス・陶磁器くずは、中間処理業者に処理を委託し選別破砕後、安定型最終処分場で埋立処理される。 繊維くずは、中間処理業者に処理を委託し、選別破砕後リサイクルされる。

(第2面-1)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項								
(管理体制図)								
代表取締役 → 土木部・建築部 → A 工事担当者 → 廃棄物管理担当者								
B 工事担当者								
C 工事担当者								
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項								
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】（単位：t）							
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ	木くず	繊維くず	金属	ガラスくず	がれき類
	排出量	0.09	0.5	0.73	0	0	0.65	1159.15
	(これまでに実施した取組) 発生時に分別を徹底し、再生を前提とした業者選定、処理の委託を行っている。							
②計画	【目標】（単位：t）							
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ	木くず	繊維くず	金属	ガラスくず	がれき類
	排出量	0.05	0.3	0.5	0	0	0.5	1000
	(今後実施する予定の取組) 資材の発注の際、余剰が生じないように努める。発生時に分別を徹底し、再生を前提とした業者選定、処理の委託を行う。							
産業廃棄物の分別に関する事項								
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、廃プラスチック類、金属くずは、木くず、繊維、ガラスくずは、それぞれ発生現場にコンテナを設置し、分別に努めている。							
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 混合物の発生現場での分別を徹底する。廃プラスチック類について、再生可能物と再生不可能物を分別し排出する。							

(第2面-2)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項								
(管理体制図) 代表取締役 → 土木部・建築部 → A 工事担当者 → 廃棄物管理担当者 B 工事担当者 C 工事担当者								
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項								
② 現状	【前年度（令和5年度）実績】（単位：t）							
	産業廃棄物の種類	混合	石綿含有					
	排出量	7.83	0					
	(これまでに実施した取組) 発生時に分別を徹底し、再生を前提とした業者選定、処理の委託を行っている。							
②計画	【目標】（単位：t）							
	産業廃棄物の種類	混合	石綿含有					
	排出量	7.0	0					
	(今後実施する予定の取組) 資材の発注の際、余剰が生じないように努める。発生時に分別を徹底し、再生を前提とした業者選定、処理の委託を行う。							
産業廃棄物の分別に関する事項								
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、廃プラスチック類、金属くずは、木くず、繊維、ガラスくずは、それぞれ発生現場にコンテナを設置し、分別に努めている。							
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 混合物の発生現場での分別を徹底する。廃プラスチック類について、再生可能物と再生不可能物を分別し排出する。							

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) なし。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和４年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和５年度）実績】（単位：t）							
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ	木くず	繊維くず	金属	ガラスくず	がれき類
	全処理委託量	0.09	0.5	0.73	0	0	0.65	1159.15
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	—t	—t	—t	—t	—t	—t	—t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0.09	0.5	0.73	0	0	0.65	1159.15
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	—t	—t	—t	—t	—t	—t	—t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	—t	—t	—t	—t	—t	—t	—t
（これまでに実施した取組） 再生を前提とした業者選定、処理の委託を行っている。								

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

② 現状	【前年度（令和５年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

② 現状	【前年度（令和５年度）実績】（単位：t）							
	産業廃棄物の種類	混合	石綿含有					
	全処理委託量	7.83	0					
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	—t	—t	—t	—t	—t	—t	—t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	7.83	0					
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	—t	—t	—t	—t	—t	—t	—t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	—t	—t	—t	—t	—t	—t	—t
（これまでに実施した取組） 再生を前提とした業者選定、処理の委託を行っている。								

②計画	【目標】 (単位：t)							
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ	木くず	繊維くず	金属	ガラスくず	がれき類
	全処理委託量	0.05	0.3	0.5	0	0	0.5	1000
	優良認定処理業者への処理委託量	—t	—t	—t		—t	—t	—t
	再生利用業者への処理委託量	0.05	0.3	0.5	0	0	0.5	1000
	認定熱回収業者への処理委託量	—t	—t	—t		—t	—t	—t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—t	—t	—t		—t	—t	—t
	(今後実施する予定の取組) 廃プラスチック類の発生現場での分別を徹底し、委託処理量の減少を図る。また、再生不可能なプラスチックについて、認定熱回収事業者に委託処理することにより、埋立処分量の減少を図る。							
※事務処理欄								

②計画	【目標】 (単位: t)							
	産業廃棄物の種類	混合	石綿含有					
	全処理委託量	7.0	0					
	優良認定処理業者への 処理委託量	—t	—t	—t	—t	—t	—t	—t
	再生利用業者への 処理委託量	7.0	0					
	認定熱回収業者への 処理委託量	—t	—t	—t	—t	—t	—t	—t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	—t	—t	—t	—t	—t	—t	—t
	(今後実施する予定の取組) 廃プラスチック類の発生現場での分別を徹底し、委託処理量の減少を図る。また、再生不可能なプラスチックについて、認定熱回収事業者に委託処理することにより、埋立処分量の減少を図る。							
※事務処理欄								

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。